

# 令和8年度精華町女性活躍推進型事業業務委託仕様書

## 1. 事業名

令和8年度精華町女性活躍推進型事業

## 2. 事業の目的

町内企業や事業所の人手不足の課題解消の一環として、地域で働きたい若者の創出のため、地域の若年層女性（町内在住者や近隣大学生等）をターゲットにキャリアプラン講座、町内企業や事業所の見学会及びそこで活躍する女性との交流を実施し、町内企業への就職やその後の人生設計について考える機会を提供する。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

## 4. 実施場所

精華町内（精華町交流ホールや庁舎内会議室、地域福祉センターかしのき苑、企業敷地内を想定）で実施。

## 5. 受講対象者

- ①町内に居住もしくは在勤の女性
- ②学生(近隣大学生等の女性)

## 6. 事業の内容

対象者①②に対し募集を行い、次にあげる（1）（2）（3）の内容の事業を最低2回実施する。（1）（2）（3）は1日開催でも別日開催でも可とする。想定される実施方法を示すので参考にすること。

（例1）キャリアデザインの全体講座を1回開催し、これに参加した者のみ別日に複数回実施する企業見学と意見交換会に参加できる。

（例2）キャリアデザイン講座、企業見学（1社）、意見交換会を半日で実施する。これを2回以上行う。

（例3）午前中にキャリアデザイン講座、午後に企業見学（2社）、意見交換会を実施する。これを2回以上行う。

企画提案にあたっては後述する留意事項についても対応すること。

### （1）講座の開催

キャリアデザイン講座

参加者が自身の希望する将来の仕事や働き方についてイメージをもち、後の企業見学や女性ロールモデルとの交流会においてさらに具体的なビジョンを描けるような内容が望ましい。

### （2）企業見学会の開催

町内に所在する企業や事業所の見学会を行う。

企業見学実施企業は町と協議の上決定すること。企画提案時点で具体的な見学先企業が決定している必要はない。

(3) 意見交換会の開催

対象者と女性ロールモデルとの意見交換会を開催する。女性ロールモデルは精華町内企業や事業所より選出することとし、選出にあたっては町と協議の上決定すること。ロールモデルは企業見学実施企業だけでなく、他の町内企業や、町内事業所（者）からも選出することを想定している。

(4) その他

本事業の目的に合致する効果的なプログラムがある場合は提案すること。

(留意事項)

- ・対象者②が参加しやすい実施時期に配慮することとし、大学の夏季休業に合わせるなどの工夫を行うこと。
- ・事業実施の際は受講者が子育てや介護、就労等と両立しながら参加ができるように配慮すること。
- ・1回の企業見学を行う適正人数は10～15名で想定すること。
- ・企業見学は1社辺り1時間半程度を想定すること。（企業概要説明、見学（着替えが必要な場合あり）
- ・意見交換会で得た意見についてはとりまとめ、関係機関が共有できるようにデータ化すること。
- ・各講座やセミナーの実施にあたり定員数を設ける場合は、受講希望者多数になった際の選考方法についても明らかにすること。
- ・参加料は無料とすること。
- ・実施場所については町内既存施設をできるだけ活用すること。町バスや町内施設利用にあたっては町と事前協議を行うこと。
- ・事業内で移動が発生する場合は移動手段についても明らかにすること。
- ・講座受講後にアンケートを実施し受講者の満足度や課題、ニーズ、その後の就業状況等について把握し町に報告すること。アンケート内容については町と協議の上決定すること。

## 7. 本事業に係る周知・広報

チラシ、SNS等を活用し、本事業の周知を行う。

チラシを作成する場合の印刷製本費は委託費用に含むものとする。

広報活動の手段や内容については、町と協議のうえ、決定すること。

## 8. 契約締結後の関係書類提出について

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は任意とする。

(1) 事業計画書

受託者は契約後速やかに事業計画書を作成し、委託者に提出し承諾を得ること。

(2) 業務完了後の報告

- ① 業務完了報告書
- ② 業務実施に要した経費内訳（収支決算報告等）
- ③ その他、町が必要とする書類等

(3) その他

上記のほか、受託者は、町からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

**9. その他**

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や委託者との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任し、業務の履行に関しては、町と綿密に協議しながら進めるものとする。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 業務実施にあたり個人情報の取り扱いについては、精華町個人情報保護条例に基づき、適正に行うこと。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ定める。